

答 申 の 概 要

件 名	平成 19 年 月 日及び 日の 2 日間における（ 警察署に ）逮捕されたときの状況がわかる内容の書類に係る非開示決定に対する審査請求（諮問第 10 号）		
本件保有個人情報	逮捕されたときの状況がわかる内容の書類		
主な非開示理由	条例第 3 条第 2 項（適用除外）		
実 施 機 関	警察本部長（警察県民センター）		
諮 問 年 月 日	平成 19 年 5 月 10 日	答 申 年 月 日	平成 19 年 7 月 31 日
主 な 論 点	本件保有個人情報が、静岡県個人情報保護条例第 3 条第 2 項で規定する第 3 章（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されない個人情報に該当するか。		

審査会の結論

静岡県警察本部長が非開示とした決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人を本人とする「平成 19 年 月 日及び 日の 2 日間における（警察署に）逮捕されたときの状況がわかる内容の書類」である。

2 適用除外について

実施機関は、本件保有個人情報について、静岡県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 3 条第 2 項で規定する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の規定により法第 4 章（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されないこととされた個人情報に該当し、条例第 3 章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして非開示決定をしており、諮問庁もこれを妥当としているため、以下において検討する。

(1) 条例第 3 条第 2 項について

条例第 3 条第 2 項は、法その他の法律の規定により法第 4 章の規定が適用されないこととされた個人情報について、条例第 3 章の開示請求手続等の規定を適用しないこととする規定であり、「第 3 章の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）その他の法律の規定により同法第 4 章の規定が適用されないこととされた個人情報（前項第 1 号から第 3 号までに掲げるものを除く。）については適用しない。」と規定している。

(2) 法第 45 条第 1 項について

法第 45 条第 1 項は、刑の執行等に係る保有個人情報について、法第 4 章の開示請求手続等の規定を適用しないこととする規定であり、「前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定している。

これは、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためである。

(3) 法第 45 条第 1 項該当性

逮捕とは、被疑者を引致し短時間被疑者の行動の自由を制約する強制処分と解されている。

本件保有個人情報は、強制処分と解される逮捕に関する情報であるため、法第 45 条第 1 項で規定する司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当する。

(4) 条例第 3 条第 2 項該当性

したがって、本件保有個人情報は、条例第 3 条第 2 項に規定する個人情報に該当するため、条例第 3 章の規定は適用されない。

よって、「審査会の結論」のとおり判断する。